

議案第97号

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を別紙のとおり変更することについて、同法291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年総行市第1号）の一部を次のように変更する。

第4条第1号中「地方税法（昭和25年法律第226号）」の次に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）」を加え、「地方税に」を「徴収金に」に改める。

附 則

この規約は、令和7年6月1日から施行する。

静岡地方税滞納整理機構規約新旧対照表

現行	改正案
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号) _____ _____の規定に基づき、県 又は市町が賦課徴収することとされている<u>地方税</u>に係る滞納事案のうち、構成団体から広域連合が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)、<u>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)</u>の規定に基づき、県 又は市町が賦課徴収することとされている<u>徴収金</u>に係る滞納事案のうち、構成団体から広域連合が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務</p> <p>(2)～(4) 略</p>